



- 1 燃料や石油材料の安定供給の確保に向け、多角的な調達確保と流通体制の強化を図り、供給不安の解消に資する対策を早急に講じること。
- 2 石油系燃料価格高騰に対し、特に重油等の産業用途燃料について、現場に確実に効果が及ぶ実効性の高い価格抑制措置の強化を図ること。
- 3 漁業及び製茶業、施設園芸農業、医療機関（中核病院等）をはじめとする燃料依存度の高い地域産業に対し、実情に即したきめ細かな支援策を講じること。
- 4 燃料費高騰や石油系材料の不足の影響を受ける中小企業・小規模事業者・医療福祉機関に対し、直接的かつ迅速に効果が行き渡る支援制度の充実を図ること。
- 5 石油系燃料・石油系材料の価格や供給の変動に左右されにくい持続可能な経営環境の整備に向け、代替燃料・代替材料の支援導入、省エネルギー化支援等の推進を図り、中長期的な産業構造の転換や支援体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。